



平成 24 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 ユニ一株式会社  
代表者名 代表取締役社長 前村 哲路  
(コード番号 8270 東証・名証第一部)  
問合せ先 常務取締役 常務執行役員  
経理財務部担当 越田 次郎  
(TEL 0587-24-8066)

### 当社子会社である株式会社サークルKサンクス株式に対する 公開買付けの開始及び持株会社体制への移行に関するお知らせ

ユニー株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 2 月 16 日付当社取締役会決議において、以下のとおり、株式会社サークルKサンクス（コード番号：3337 東証・名証第一部、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること及び持株会社体制への移行を決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 公開買付けの開始について

##### 1. 買付け等の目的等

###### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式 40,748,372 株（対象者の平成 24 年 1 月 13 日提出の第 11 期第 3 四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数（86,183,226 株）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：47.28%（小数点以下第三位四捨五入）を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とする目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者によれば、対象者は、平成 24 年 2 月 16 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考えの下、①差別化・ブランド化できる新商品の開発、②集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、③対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることができると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、当社は、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及

び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得できなかった場合には、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て (当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得すること (本公開買付け及びその後の当社が対象者を完全子会社化するための一連の取引を以下「本取引」といいます。) を企図しておりますが、本取引と並行して、後記「II. 持株会社体制への移行について」記載のとおり持株会社体制へ移行することを予定しており、その具体的な方法として、当社において会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) に規定される会社分割により、当社の事業を新たに設立される会社 (以下「設立会社」といいます。) に承継することを想定しております。これらの一連の取引により、当社は、対象者及び設立会社を含むグループ各社の株式を保有する純粋持株会社となり、引き続き上場会社となる予定です。上記の会社分割及び持株会社体制への移行は、本年 5 月 17 日開催予定の定時株主総会において定款変更議案が承認されることを条件に実施いたします。

なお、当社の代表取締役社長である前村哲路氏が持株会社体制移行後の当社の代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)、対象者の代表取締役社長である中村元彦氏が持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) に就任する予定です。

## (2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、昭和 24 年 12 月設立の“西川屋”と昭和 25 年 3 月設立 (当社の登記上の年月) の“ほていや”が昭和 46 年 2 月 21 日に、①資本の自由化に対処して強力な国際企業の完成を目的とする、②流通近代化と国民生活の向上に貢献する複次元産業として日本経済の成長と安定に寄与する、③この目的を達成するために中部圏を基盤として広く同志とともにナショナルチェーン化を図る、の 3 点を経営ポリシーとして誕生いたしました。

今期、当社は前身の西川屋チエンが創業してから 100 周年となり、「新生活創造小売業」の実現を目指し小売業の社会的使命を果たすべく、「生活解決業であること、生活提案業であること、生活コスト引き下げ業であること」という「3つの宣言」を掲げております。当社はこの宣言をもっと具現化していくために、「より豊かな生活を提案する店舗」である「A P I T A」と「毎日の生活に便利な店舗」である「P I A G O」という 2 つの大きなくくりの下で、お客様にサービスを提供しております。

一方、対象者は、当社の子会社としてコンビニエンスストア事業を営むべく昭和 59 年 1 月に設立されたサークルケイ・ジャパン株式会社にその起源を有する会社であります。サークルケイ・ジャパン株式会社は合併等を経た後、平成 13 年 7 月に、株式会社サンクスアンドアソシエイツを株式交換により完全子会社化し、サークルケイ・ジャパン株式会社を分割会社とする会社分割によりサークルケイ・ジャパン株式会社の営業の全部を承継する完全子会社として対象者 (当時の商号はサークルケイ・ジャパン株式会社) を設立し、商号を株式会社シーアンドエスに変更いたしました。その後、対象者は平成 16 年 9 月に株式会社シーアンドエス及び株式会社サンクスアンドアソシエイツを吸収合併し (存続会社は対象者)、商号を株式会社サークルKサンクスに変更して、現在に至っております。

現在、対象者グループは、全国 38 都道府県において、6,248 店舗 (平成 23 年 12 月末現在) のコンビニエンスストア「サークルK」「サンクス」を直営及びフランチャイズ方式によりチェーン展開するほか、国内の一部地域においてはエリアフランチャイズ方式によりチェーン展開を許諾し、エリアフランチャイザー各社がそれぞれの地域においてコンビニエンスストア事業を営んでおります。対象者は「お客様にWAKU WAKU (ワクワク) していただける店舗を作りたい」という経営ビジョンの下、お客様のニーズに適応した新商品・新サービスを開発し、お客様の利便性向上に注力して参りました。また、昨今における高齢化社会の進展等の社会環境の変化に伴うお客様の新たなニーズに対応するため、商品・サービスの更なる強化に取り組んでおります。

近年、当社グループを取り巻く経営環境は、海外経済の回復や政策効果、天候による特需を背景に緩やかな回復傾向が見られました。しかし、足元では資源・原材料の高騰や円高、個人消費の低迷など、デフレ脱却への兆しが一向に見えません。日本経済は、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小、消費税増額への懸念があり、私たち小売業において、より一層の厳しい環境が予見されます。

特に、コンビニエンスストア市場では、今後大手チェーンによる寡占化、中小チェーンとの格差拡大が急速に進むものと考えられます。また、少子高齢化により人口減少・社会構造の変化が進展し、コンビニエンスストアの主要客層が若年層から中高年層にシフトするなか、お客様の新たなニーズへの対応が必要となっています。既存の品揃えや店舗フォーマットでは今後の成長は限定的であり、市場の飽和感から脱するためには「新しいコンビニエンスストア」の創造が急務であると認識しています。特に、先般の東日本大震災では、コンビニエンスストア事業はお客様の生活を支えるライフラインとして重要な役割を担う責務があること、そのため商品調達力の強化が重要であることを再認識いたしました。

以上のような点を踏まえ、平成 23 年 9 月頃から、当社グループにおける今後のグループ経営のあり方について検討を開始した結果、食料品を主体とする総合小売業とコンビニエンスストア事業のノウハウを有機的に組み合わせ、少子高齢化が進行し、急速に変化する国内マーケットへ多角的な小売ビジネスを展開するとともに、拡大成長するアジアを中心とする海外マーケットへ進出することが急務であり、また、ドミニオニアでの食料品事業を主体とするスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどとのさらなるグループ化を図り、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要であるとの結論に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような取組みを対象者の少数株主の皆様のリスクを回避しつつ迅速に意思決定して実施していくために、公開買付けにおける売却機会を対象者株主の皆様に提供することが良いと考えました。そして、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な資本関係を構築することに加え、グループ企業価値の更なる向上のため、グループ経営資源の最適配分及びグループシナジーの最大化に関する意思決定をよりスムーズに行うことが可能な持株会社体制への移行が不可欠であるとの判断に至り、平成 24 年 2 月 16 日、本公開買付けの実施を決定いたしました。

このような事業体制の下、当社グループは総合小売業とコンビニエンスストア事業を中心としたグループ体制の強化とM&Aの促進によるグループ規模の拡大を目指し、以下のような体制・戦略の整備・拡充を行います。

- ① グループ協業によるシナジー効果創出のため、商品開発、共同物流、共同販促による、グループシナジーの最大化

当社が従来展開しているPBブランド『Style ONE』と対象者のPBブランドの統一を進めており、既に共同商品開発も開始しております。

- ② GMS 中国出店やCVS海外出店等の海外戦略、規模の拡大を目指したM&A戦略及び狭商圈小型SM「ミニピアゴ」の展開等の新規事業戦略等の、グループの方向性の明確化

これまで対象者を中心に運営してきた株式会社 99 イチバを当社の完全子会社とする決議を本年 1 月 19 日に実施しており、今後は当社が得意とする生鮮品の狭商圈での展開を強化する予定であります。

- ③ 人・資金のグループ最適配分を目的とした、人材交流、資金管理一元化による、グループ経営資源の最適配分

持株会社を中心に人材の交流や、キャッシュマネジメントシステムの導入により資金の最適配分にも取り組む予定です。

これらにより当社は対象者や他のグループ会社とともにさらなる企業価値の向上に向けた運営をする方針であります。なお、当社は対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、対象者の事業の強化を図っていきます。

(注1) GMSとは、ゼネラルマーチャンダイズストアの略であり、衣料品・食料品・住居関連品・余暇サービスにわたる総合小売業をいいます。

(注2) CVSとは、コンビニエンスストアをいいます。

(注3) SMとは、スーパーマーケットをいいます。

### (3) 本公司買付け後の経営方針

当社は、現時点において本公司買付け及び持株会社体制移行後も対象者の役員の体制並びに従業員の雇用及び処遇を維持継続する予定ですが、当社は、本公司買付け後も、当社及び対象者双方の企業価値の向上のため、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、対象者を加えた当社グループの企業価値の最大化に向け、従来にも増して、グループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

### (4) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公司買付けの公正性を担保するための措置

当社は対象者の普通株式 40,748,372 株（株式所有割合：47.28%）を所有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公司買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

#### ① 公開買付者における措置

##### (a) 本公司買付価格の公正性についての検討

当社は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本公司買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公司買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公司買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成24年2月16日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,270円から1,330円

類似会社比較法 1,085円から2,120円

DCF法 1,063円から2,122円

まず市場株価平均法では、平成24年2月14日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値1,330円、直近1週間の終値平均値1,315円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月の終値平均値1,304円、直近3ヶ月の終値平均値1,270円及び直近6ヶ月の終値平均値1,283円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,270円から1,330円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,085円から2,120円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,063円から2,122円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公司買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公司買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決

定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 24 年 2 月 16 日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を 1 株当たり 1,780 円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 24 年 2 月 15 日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値 1,329 円に対して 33.9%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去 1 ヶ月間（平成 24 年 1 月 16 日から平成 24 年 2 月 15 日）の終値の単純平均値 1,305 円に対して 36.4%、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 11 月 16 日から平成 24 年 2 月 15 日）の終値の単純平均値 1,271 円に対して 40.0%、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 8 月 16 日から平成 24 年 2 月 15 日）の終値の単純平均値 1,284 円に対して 38.6% のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

(b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、31 営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

② 対象者における措置

(a) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社（以下「デロイト トーマツ F A」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したことです。デロイト トーマツ F A は、対象者株式について、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は平成 24 年 2 月 16 日に株式価値算定書を取得したことです。なお、対象者によれば、対象者は、デロイト トーマツ F A から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。デロイト トーマツ F A による対象者株式の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

・市場株価法：1,271 円～1,329 円

市場株価法の算定においては、平成 24 年 2 月 15 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値 1,329 円、直近 1 カ月の終値の平均値 1,305 円（小数点以下四捨五入）、直近 3 カ月の終値の平均値 1,271 円（小数点以下四捨五入）及び直近 6 カ月の終値の平均値 1,284 円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,271 円～1,329 円と分析しているとのことです。

・類似会社比較法：1,506 円～1,783 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,506 円～1,783 円と分析しているとのことです。

・DCF 法：1,623 円～1,960 円

DCF 法では、対象者の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り

引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,623円～1,960円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者によれば、第三者算定機関であるデロイト トーマツF Aは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

(c) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、和田芳幸氏（公認会計士、太陽A S G有限責任監査法人）、佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）及び春木英成氏（弁護士、対象者の社外監査役であり、東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。）の3名から構成される第三者委員会を設置し、本取引の目的、交渉過程の手続き及び対価の公正性の観点から、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものではないかを第三者委員会に諮問したとのことです。

対象者によれば、第三者委員会は、平成24年1月20日から同年2月13日まで合計で4回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容等についての説明を受けるとともに、当社との間でも質問回答のやり取りを行い、同様の説明を受けたとのことです。また、デロイト トーマツF Aが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、デロイト トーマツF Aから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成24年2月15日に、対象者の取締役会に対して、(i) 当社と対象者が一層緊密な資本関係を構築し、それぞれのノウハウを組み合わせることで、多角的な小売ビジネスを展開するための新たな店舗フォーマットの開発を推進するという本取引の目的には合理性が認められること、(ii) 対象者における本取引の実質的な検討は、当社と利害関係を有しない取締役及び監査役によって行われており、交渉過程の手続きにおいて、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないこと、(iii) 本公開買付価格は、デロイト トーマツF Aによる対象者株式の株式価値の算定結果を参考として、当社と対象者が対等な立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、本公開買付価格を含む本取引における対価について、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しないことから、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

(d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、デロイト トーマツF Aより取得した株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考え方の下、①差別化・ブランド化できる新商品の開発、②

集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、③対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役7名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち、後記「II. 持株会社体制への移行について」記載のとおり持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任することが予定されている中村元彦氏、及び当社の取締役を兼務している佐々木孝治氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、中村元彦氏及び佐々木孝治氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者によれば、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の監査役を兼務している吉田龍美氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

#### （5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された対象者株式の全部（対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）をすみやかに開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただくと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記②の定款一部変更を行うことを付議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成 24 年 6 月頃を目処としておりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者がすみやかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類の株式が交付されることとなります、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数に 1 株に満たない端数がある株主の皆様に対しても、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格（及びその結果株主の皆様に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記各手続に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（イ）上記②の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付することを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ロ）上記③の全部取得条項が付された対象者株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの（イ）又は（ロ）の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記各手続に関して、本公開買付け後の当社の対象者株式の所有状況、当社以外の対象者の株主の皆様の対象者株式の所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、当社は、当社以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社とすることを予定しております。この場合に当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### （6）上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方

針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社サークルKサンクス	
② 所 在 地	愛知県稻沢市天池五反田町1番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村 元彦	
④ 事 業 内 容	コンビニエンスストア「サークルK」「サンクス」のフランチャイズ事業および店舗経営等	
⑤ 資 本 金	8,380百万円（平成23年11月30日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和59年1月26日	
大株主及び持株比率  ⑦ (平成23年8月 31日現在)	ユニー株式会社	47.28%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6.31%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.79%
	DEUTSCHE MORGAN GRENFELL (C.I.) LIMITED-GENERAL CLIENT A/C (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1.71%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	1.46%
	ドイツ証券株式会社	1.27%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1.23%
	THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.00%
	MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	0.88%
	DEUTSHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	0.74%
(8) 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	当社は、対象者の発行済株式総数の47.28%の株式を保有し、対象者を連結子会社としております。	
人 的 関 係	当社の取締役の1名（佐々木孝治）は対象者の取締役を兼務しております。また、当社の監査役の1名（吉田龍美）は対象者の監査役を兼務しております。	
取 引 関 係	当社は、対象者に対する経費の立替え、対象者に対する保証金の差入れ、対象者からの商品券の買戻し、対象者からの保証金の預り、対象者に対する不動産の賃貸、対象者からの不動産の賃借を行っております。また、第41期事業年度において対象者から資金の借入れを行っております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。	

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 24 年 2 月 16 日（木曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 24 年 2 月 17 日（金曜日）
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 24 年 2 月 17 日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 2 月 17 日（金曜日）から平成 24 年 4 月 2 日（月曜日）まで（31 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,780 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成 24 年 2 月 16 日に對象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,270 円から 1,330 円

類似会社比較法 1,085 円から 2,120 円

DCF 法 1,063 円から 2,122 円

まず市場株価平均法では、平成 24 年 2 月 14 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値 1,330 円、直近 1 週間の終値平均値 1,315 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近 1 ヶ月の終値平均値 1,304 円、直近 3 ヶ月の終値平均値 1,270 円及び直近 6 ヶ月の終値平均値 1,283 円を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,270 円から 1,330 円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,085 円から 2,120 円までと分析しております。

最後にDCF 法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 24 年 2 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,063 円から 2,122 円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対する

デュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 24 年 2 月 16 日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を 1 株当たり 1,780 円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 24 年 2 月 15 日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値 1,329 円に対して 33.9%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去 1 ヶ月間（平成 24 年 1 月 16 日から平成 24 年 2 月 15 日）の終値の単純平均値 1,305 円に対して 36.4%、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 11 月 16 日から平成 24 年 2 月 15 日）の終値の単純平均値 1,271 円に対して 40.0%、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 8 月 16 日から平成 24 年 2 月 15 日）の終値の単純平均値 1,284 円に対して 38.6% のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

## ② 算定の経緯

### （本公開買付価格の決定に至る経緯）

近年、当社グループを取り巻く経営環境は、海外経済の回復や政策効果、天候による特需を背景に緩やかな回復傾向が見られました。しかし、足元では資源・原材料の高騰や円高、個人消費の低迷など、デフレ脱却への兆しが一向に見えません。日本経済は、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小、消費税増額への懸念があり、私たち小売業において、より一層の厳しい環境が予見されます。

特に、コンビニエンスストア市場では、今後大手チェーンによる寡占化、中小チェーンとの格差拡大が急速に進むものと考えられます。また、少子高齢化により人口減少・社会構造の変化が進展し、コンビニエンスストアの主要客層が若年層から中高年層にシフトするなか、お客様の新たなニーズへの対応が必要となっています。既存の品揃えや店舗フォーマットでは今後の成長は限定的であり、市場の飽和感から脱するためには「新しいコンビニエンスストア」の創造が急務であると認識しています。特に、先般の東日本大震災では、コンビニエンスストア事業はお客様の生活を支えるライフラインとして重要な役割を担う責務があること、そのため商品調達力の強化が重要であることを再認識いたしました。

以上のような点を踏まえ、平成 23 年 9 月頃から、当社グループにおける今後のグループ経営のあり方について検討を開始した結果、食料品を主体とする総合小売業とコンビニエンスストア事業のノウハウを有機的に組み合わせ、少子高齢化が進行し、急速に変化する国内マーケットへの多角的な小売ビジネスの展開と拡大成長するアジアを中心とする海外マーケットへ進出することが急務であり、また、ドミニナントエリアでの食料品事業を主体とするスーパー・マーケット、コンビニエンスストアなどとのさらなるグループ化を図り、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要であるとの結論に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような取組みを対象者の少数株主の皆様のリスクを回避しつつ迅速に意思決定して実施していくために、公開買付けにおける売却機会を対象者株主の皆様に提供することが良いと考えました。そして、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な資本関係を構築することに加え、グループ企業価値の更なる向上のため、グループ経営資源の最適配分及びグループシナジーの最大化に関する意思決定をよりスムーズに行うことが可能な持株会社体制への移行が不可欠であるとの判断に至り、平成 24 年 2 月 16 日、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格について決定いたしました。

#### （i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーに野村證券を選定して、平成 23 年 12 月に対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より株式価値算定書を平成 24 年 2 月 16 日に取得しております。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,270 円から 1,330 円

類似会社比較法 1,085 円から 2,120 円

DCF 法 1,063 円から 2,122 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 24 年 2 月 16 日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を 1 株当たり 1,780 円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

当社は対象者の普通株式 40,748,372 株（株式所有割合：47.28%）を所有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

(i) 公開買付者における措置

(a) 本公開買付価格の公正性についての検討

当社は、野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成 24 年 2 月 16 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,270 円から 1,330 円

類似会社比較法 1,085 円から 2,120 円

DCF 法 1,063 円から 2,122 円

まず市場株価平均法では、平成 24 年 2 月 14 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値 1,330 円、直近 1 週間の終値平均値 1,315 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近 1 ヶ月の終値平均値 1,304 円、直近 3 ヶ月の終値平均値 1,270 円及び直近 6 ヶ月の終値平均値 1,283 円を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,270 円から 1,330 円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,085円から2,120円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,063円から2,122円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年2月16日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり1,780円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年2月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,329円に対して33.9%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年1月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,305円に対して36.4%、過去3ヶ月間（平成23年11月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,271円に対して40.0%、過去6ヶ月間（平成23年8月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,284円に対して38.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

(b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

(ii) 対象者における措置

(a) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツFAに対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。デロイトトーマツFAは、対象者株式について、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は平成24年2月16日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者によれば、対象者は、デロイトトーマツFAから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。デロイトトーマツFAによる対象者株式の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

- ・市場株価法：1,271円～1,329円

市場株価法の算定においては、平成24年2月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,329円、直近1ヶ月の終値の平均値

1,305 円（小数点以下四捨五入）、直近 3 カ月の終値の平均値 1,271 円（小数点以下四捨五入）及び直近 6 カ月の終値の平均値 1,284 円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,271 円～1,329 円と分析しているとのことです。

- ・類似会社比較法：1,506 円～1,783 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,506 円～1,783 円と分析しているとのことです。

- ・DCF 法：1,623 円～1,960 円

DCF 法では、対象者の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の 1 株当たり株式価値の範囲を 1,623 円～1,960 円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者によれば、第三者算定機関であるデロイト トーマツ F A は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

(c) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、和田芳幸氏（公認会計士、太陽 A SG 有限責任監査法人）、佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）及び春木英成氏（弁護士、対象者の社外監査役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。）の 3 名から構成される第三者委員会を設置し、本取引の目的、交渉過程の手続き及び対価の公正性の観点から、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少數株主にとって不利益なものでないかを第三者委員会に諮問したことです。

対象者によれば、第三者委員会は、平成 24 年 1 月 20 日から同年 2 月 13 日まで合計で 4 回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容等についての説明を受けるとともに、当社との間でも質問回答のやり取りを行い、同様の説明を受けたとのことです。また、デロイト トーマツ F A が対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、デロイト トーマツ F A から対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成 24 年 2 月 15 日に、対象者の取締役会に対して、(i) 当社と対象者が一層緊密な資本関係を構築し、それぞれのノウハウを組み合わせることで、多角的な小売ビジネスを展開するための新たな店舗フォーマットの開発を推進するという本取引の目的には合理性が認められること、(ii) 対象者における本取引の実質的な検討は、当社と利害関係を有しない取締役及び監査役

によって行われており、交渉過程の手続きにおいて、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないこと、(iii) 本公開買付価格は、デロイト トーマツ F Aによる対象者株式の株式価値の算定結果を参考として、当社と対象者が対等な立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、本公開買付価格を含む本取引における対価について、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しないことから、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したことです。

(d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者は、デロイト トーマツ F Aより取得した株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WA KU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考えの下、①差別化・ブランド化できる新商品の開発、②集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、③対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 2 月 16 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役 7 名中、出席取締役 5 名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち、後記「II. 持株会社体制への移行について」記載のとおり持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任することが予定されている中村元彦氏、及び当社の取締役を兼務している佐々木孝治氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、中村元彦氏及び佐々木孝治氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者によれば、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 1 名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の監査役を兼務している吉田龍美氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

③ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
43,003,520 株	一 株	一 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成24年1月13日に提出した第11期第3四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の発行済株式総数(86,183,226株)から本日現在の公開買付者が保有する株式数(40,748,372株)及び対象者が平成23年12月29日付で公表した「平成24年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年11月30日現在の対象者が保有する自己株式数(2,431,334株)を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	407,483 個	(買付け等前における株券等所有割合 48.65%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,760 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.57%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	430,035 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	835,885 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(43,003,520株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年1月13日に提出した第11期第3四半期報告書に記載された平成23年8月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の発行済株式総数(86,183,226株)から、対象者が平成23年12月29日付で公表した「平成24年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年11月30日現在の対象者が保有する自己株式数(2,431,334株)を控除した対象者株式の数(83,751,892株)に係る議決権の数(837,518個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 76,546 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数(43,003,520株)に1株当たりの本公開買付価格(1,780円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成 24 年 4 月 9 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット＆コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット＆コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号又に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット＆コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット＆コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット＆コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解

除書面を野村ネット＆コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット＆コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット＆コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 2 月 17 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

###### ① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、デロイト トーマツ F Aより取得した株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考え方の下、①差別化・ブランド化できる新商品の開発、②集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、③対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることができると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 2 月 16 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役 7 名中、出席取締役 5 名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち、後記「II. 持株会社体制への移行について」記載のとおり持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任することが予定されている中村元彦氏、及び当社の取締役を兼務している佐々木孝治氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、中村元彦氏及び佐々木孝治氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者によれば、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 4 名中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 1 名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の監査役を兼務している吉田龍美氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

###### ② 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」をご参照ください。

###### ③ 本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

###### ④ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者によれば、平成 24 年 2 月 16 日開催の対象者取締役会において、平成 24 年 2 月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、①平成 24 年 2 月末の期末配当を行わないこと、②株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。

## II. 持株会社体制への移行について

### 1. 持株会社体制への移行の背景と目的

近年、当社グループを取り巻く経営環境は、海外経済の回復や政策効果、天候による特需を背景に緩やかな回復傾向が見られました。しかし、足元では資源・原材料の高騰や円高、個人消費の低迷など、デフレ脱却への兆しが一向に見えません。日本経済は、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小、消費税増額への懸念があり、私たち小売業において、より一層の厳しい環境が予見されます。

特に、コンビニエンスストア市場では、今後大手チェーンによる寡占化、中小チェーンとの格差拡大が急速に進むものと考えられます。また、少子高齢化により人口減少・社会構造の変化が進展し、コンビニエンスストアの主要客層が若年層から中高年層にシフトするなか、お客様の新たなニーズへの対応が必要となっています。既存の品揃えや店舗フォーマットでは今後の成長は限定的であり、市場の飽和感から脱するためには「新しいコンビニエンスストア」の創造が急務であると認識しています。特に、先般の東日本大震災では、コンビニエンスストア事業はお客様の生活を支えるライフラインとして重要な役割を担う責務があること、そのため商品調達力の強化が重要であることを再認識いたしました。

以上のような点を踏まえ、平成 23 年 9 月頃から、当社グループにおける今後のグループ経営のあり方について検討を開始した結果、食料品を主体とする総合小売業とコンビニエンスストア事業のノウハウを有機的に組み合わせ、少子高齢化が進行し、急速に変化する国内マーケットへ多角的な小売ビジネスを展開するとともに、拡大成長するアジアを中心とする海外マーケットへ進出することが急務であり、また、ドミニコエリアでの食料品事業を主体とするスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどとのさらなるグループ化を図り、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要であるとの結論に至り、本取引と並行して、持株会社体制へ移行することを予定しており、その具体的な方法として、当社において会社法に規定される会社分割により、当社の事業を新たに設立される会社に承継することを想定しております。これらの一連の取引により、当社は、対象者及び設立会社を含むグループ各社の株式を保有する純粋持株会社となり、引き続き上場会社となる予定です。上記の会社分割、及び持株会社体制への移行は、本年 5 月 17 日開催予定の定期株主総会において定款変更議案が承認されることを条件に実施いたします。

### 2. 持株会社体制移行後の当社の概要（予定）

(1) 名 称	ユニー グループ・ホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	愛知県稻沢市天池五反田町 1 番地
(3) 決 算 期	2 月 20 日

持株会社体制移行後の当社の取締役の人数及び構成は、持株会社体制移行時までに決定いたします。また、当社の代表取締役社長である前村哲路氏が持株会社体制移行後の当社の代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）、対象者の代表取締役社長である中村元彦氏が持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任する予定です。

その他の持株会社体制移行後に關する事項につきましては、未定であり、決定次第お知らせします。

### 3. 持株会社体制への移行にあたり設立する準備会社の概要

(1) 名 称	ユニー グループ・ホールディングス株式会社（注）
(2) 所 在 地	愛知県稻沢市天池五反田町 1 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 前村 哲路
(4) 事 業 内 容	当社から吸収分割により事業を承継するのに必要な準備等
(5) 資 本 金	5 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 16 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	ユニー株式会社 100%

(8) 上場会社と当該会社の関係

資本関係	当社 100%出資の子会社です。
人的関係	当社の代表取締役社長である前村哲路が代表取締役に就任する予定です。
取引関係	取引関係はありません。

(注) 上記の会社分割の効力発生時に、「ユニー株式会社」に商号を変更する予定です。

以上

**【インサイダー規制】**

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 24 年 2 月 16 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、株式会社サークルKサンクスの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【将来予測】**

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。